

在学猶予願の提出について

(日本学生支援機構奨学金 貸与終了者対象)

理学部・理学研究科・多元数理科学研究科

奨学金貸与終了後も大学に在学している場合(以下①～③の場合)、在学猶予願を提出することで、在学中の返還開始を猶予することができます(在学猶予)。在学猶予を希望する者は、下表のとおり在学猶予願を提出してください。

①2025年4月に名古屋大学大学院に入学(進学)した場合

※入学(進学)後に大学院生として貸与奨学金を受給する場合も含みます。

※大学院の予約採用候補者として進学届を提出の際、前奨学生番号を入力済みの方は在学猶予願の提出は不要です。

②在学中に奨学金を辞退(貸与終了)した場合

③休学・留年等により卒業・修了期が延期された場合

※③の場合、在学猶予願は1年ごとに提出が必要です。

提出方法	在学猶予願は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナル(スカラPS)ログイン後表示される「各種手続」タブから進んで提出してください。
提出手順	名古屋大学ホームページに掲載されています。よく読んだうえで手続きしてください。 「名古屋大学」→「教育・学生支援」→「経済支援(授業料等免除・奨学金)」 →「日本学生支援機構(JASSO)奨学金」→「在学猶予」 https://www.nagoya-u.ac.jp/academics/support/jasso_scholarship/index.html#zaigakuyuuyo
提出締切	5 月 10日(土)



【注意事項】

- ・ 在学猶予願を提出しなかった場合、**貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に貸与終了の場合は10月)から奨学金返還が始まります。**
- ・ 在学猶予取得年数は、通算10年までです。
- ・ 在学猶予期間中に退学等により在学期間が短くなった場合は、「在学猶予期間短縮願」の提出が必要です。提出手順については上記名古屋大学ホームページの「在学猶予」に掲載されています。
- ・ 在学猶予願及び在学猶予期間短縮願についてご不明な点は理学部教務学生係に問い合わせてください。